

子育て支援

▶妊娠したら

問 福祉課

◎母子健康手帳の交付

妊娠が分かり、医療機関で妊娠届出書等が発行されましたら、福祉課で母子健康手帳の交付を受けてください。母子健康手帳は、妊娠中そして出産後のお母さんと、お子さんの健康を記録する大切な手帳です。

◆**必要なもの**…妊娠届出書等、妊婦本人のマイナンバーカードまたは通知カード、運転免許証等本人確認書類

◆**日時**…毎週火曜日 午後1時30分～3時
※上記以外の日時をご希望される方は福祉課までご連絡ください。

◎妊婦健康診査

母子健康手帳の交付時に「母子保健のしおり」を交付します。しおりの中に「妊婦一般健康診査受診券」がついており、県内医療機関において、14回までの健診を無料で受けることができます。妊婦健康診査はお母さんやおなかの赤ちゃんの健康を守るために大切な健診です。定期的に受診しましょう。

※出産予定日以降の妊婦健康診査や、里帰り等で県外で受診した妊婦健康診査について費用の一部を助成しています。詳しくは福祉課までお問い合わせください。

◎妊婦歯科健康診査

「母子保健のしおり」の中に「妊婦歯科健康診査受診券」がついており、指定歯科医院において、妊娠中に1回健診を無料で受けることができます。妊娠中は歯周病やむし歯になりやすくなります。体調のよい時に、早めに受診しましょう。

◎妊婦訪問・相談

妊娠や出産、健診のデータ等に不安や気になる事がある方は保健師・栄養士が個別にサポートいたします。お気軽にお問い合わせください。

◎母親教室、両親学級

健やかな妊娠・出産、家族で楽しい育児ができるよう母親教室と両親学級を行っています。内容や日時は個別にお知らせを送付いたします。

▶赤ちゃんが生まれたら

問 福祉課

◎新生児・産婦訪問

産後の健康状態、お子さんの発育・発達、育児、栄養等に不安や気になる事がある方は保健師・栄養士が個別にサポートいたします。希望される方はお気軽にお問い合わせください。

◎こんにちは赤ちゃん訪問

生後3か月の乳児のいる全てのご家庭に保健師が伺い、育児に関する不安や心配事の相談に応じます。赤ちゃんの体重測定、乳児健診や予防接種の説明、子育て支援に関する紹介等も行います。対象の時期に保健師からご連絡いたします。

◎わくわく子育て教室

0歳児のお子さんとお母さんを対象に、講師を迎えてベビーマッサージをみんなで楽しく行う教室です。保護者同士が楽しく交流する場となっています。ぜひお越しください。

開催日は広報や定時放送でお知らせしています。

◎乳幼児健康診査等

川北町では次のような乳幼児健康診査、相談を実施しています。期間内に受けましょう。

健診・相談名	集団で実施※1	個別に受診※2
1か月児健診		●
産後ママの あんしんケア教室	●	
4か月児健診	●	
7か月児相談	●	
10か月児健診		●
12か月児健診	●	
1歳6か月児健診	●	
2歳児健診	●	
3歳児健診	●	

※1:集団で実施する健診や相談は、対象の方へ個別でお知らせを送付いたします。

年間日程は保健事業一覧をご覧ください。(毎年4月に送付いたします)

※2:個別に受ける健診は医療機関で受診します。「母子保健のしおり」の受診票を持って受診してください。

各種子育て支援事業

▶ 車両用乳幼児シート (チャイルドシート)購入費補助事業

問 総務課

自動車に乗車中の乳幼児を交通事故から守ることを目的とし、チャイルドシート購入者(養育する保護者)に対し、購入費の一部を補助します。

◆**対象者**…川北町内に住所を有し、6歳未満の乳幼児を養育している者

◆**補助金額**…シート1台に対し、2万円を限度とする金額(購入費2万円以内の場合は、その購入費、2万円を超える場合は2万円とする。)

◆**対象条件**

- 町内に住所を有する就学前の乳幼児に対するシートであること
- 購入したシートが、国土交通大臣の認定及び全国交通安全協会の推薦基準を満たしたものであること

◆**申請に必要なもの**

- ①申請書
- ②乳幼児シート購入時の領収書
- ③乳幼児シートの取扱説明書
- ④印鑑
- ⑤振込口座がわかる通帳の写し

▶ ファミリーサポートセンター

問 NPO法人子ども館(グリーントウン地区内)

☎076-277-3632

子育てのお手伝いをしてほしい方(利用会員)と、育児経験等を活かしてお手伝いができる方(協力会員)が助け合いながら地域で子育てをするためのサポート事業です。

◆**対象児童**…小学校6年生までの乳幼児や児童

利用時間区分	1時間の料金
平日:7時~19時	700円
平日の上記以外の時間帯 土・日・祝祭日・年末年始・ お盆:8時~19時	800円
上記以外の時間帯	900円
自動車送迎使用料(町内)	300円
自動車送迎使用料(町外)	300円+1kmあたり30円

※多子で同時利用の場合、2子以降の利用料の全額助成あり

▶ 病児・病後児保育利用料助成

問 住民課

子どもが病気のと看や、回復が長引いたときなど、保護者が仕事やその他で看病ができないときに一時的に子どもを預かってくれるのが病児・病後児保育です。

保育所などに入所している第2子以降の児童が病児・病後児保育を利用した際その利用料を助成しています。

◆**補助金額**…1回2,000円(所得制限あり)

※他市町の病児・病後児保育を利用したとき、市内料金と市外料金で差がある場合、その差額も助成しています。

▶ 乳幼児等医療助成制度

問 住民課

0歳~18歳到達後最初の3月31日までの乳幼児及び児童、生徒に対し、保険適用分の医療費の助成を行っています。(ただし、入院時食事療養費にかかる標準負担額を除く)

◆**助成内容**…申請書を提出し承認されると、乳幼児等医療費受給者証が交付されます。県内の医療機関は、この受給者証の提示で、窓口での支払いが無料になります。

▶ 出産祝金

問 住民課

お子さんが生まれた保護者へ町から祝金を支給します。

◆**対象者**…保護者、お子さんとともに町内に住所を有する者

◆**支給額**…第1子 5万円
第2子 10万円
第3子 20万円
第4子以降 30万円

▶ 未熟児養育医療給付

問 福祉課

原則として出生体重が2,000g以下で入院養育が必要と医師が認めた乳児に対し、保護者の所得に応じて医療費の一部を給付します。申請方法はお問い合わせください。

▶ 児童手当

問 住民課

◆**支給対象**…0歳~中学校卒業まで(15歳到達後の最初の3月31日まで)の児童を養育している方

- 手当を受給するためには「認定請求書」の提出が必要です。
- 公務員の場合は勤務先で支給されます。

対象年齢	手当の金額
0歳~3歳未満の児童	一律 15,000円
3歳~ 小学校修了	第1子、第2子 ※10,000円
	第3子以降 15,000円
中学生	一律 10,000円

※18歳(高校卒業)までの児童のうち、年長者から第1子、第2子と数えます。

◆**所得制限を超えた受給者**…一律 5,000円(月額)



ひとり親家庭の支援

問 住民課

児童扶養手当

父母の離婚、死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない子どもや一定の障害のある父母が、子どもを育てている場合に支給される手当です。支給には、所得やその他の制限があります。

⚠️ 手当が支給されない場合

支給対象に該当しても、子どもが児童福祉施設に入所したとき、または請求者および児童が公的年金(老齢福祉年金を除く)を受けられるときなど手当が支給されない場合があります。

ひとり親家庭等及び寡婦医療給与金

児童(18歳到達の最初の3月31日まで)を扶養している母子・父子家庭の母・父及びその児童、または寡婦が傷病の為医療を受けた場合に医療費が助成されます。

- ひとり親…保険診療における自己負担分
- 寡婦(子が全員19歳に達した方)…当該月の自己負担分から3,000円を控除した額の1/2

ひとり親家庭等奨学金

ひとり親家庭または両親のいない児童・生徒に対し、奨学金を支給しています。

児童1人当たり 小学生 2,000円/中学生 3,000円/高校生 4,000円

児童館

問 住民課

遊びを通して、子どもたちの生活のルールや協調性・情操などを養う場です。お子さん、お孫さんと一緒に遊びに来てください。

- ◆対象者…幼児から高校生まで
- ◆開館時間…月・木 午後1時～6時/火・水・金・土 午前9時～午後6時
- ◆休館日…日曜日・祝日・年末年始等

児童館名	住所	電話番号
川北町東部地区児童館	川北町字中島へ2番地1	076-277-5271
川北町児童館	川北町字土室丙129番地の1	076-277-1314
川北町西部地区児童館	川北町字橋平44番地	076-277-1222

放課後児童クラブ

問 住民課

保護者が仕事等で昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や夏休みなどの長期休業中に適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

- ◆対象者…小学校1年生から6年生
- ◆開所時間…①学校の授業日 下校時から午後6時
②土曜日、長期休業日及び振替休業日 午前8時から午後6時
③延長学童保育(保護者の就労等必要な場合) 午後6時から午後7時
- ◆保護者負担金…月額5,000円(延長 1回200円)
ひとり親家庭及び多子世帯(第2子以降・所得制限あり)に対する免除制度あり

クラブ名	住所	電話番号
川北町東部地区放課後児童クラブ	川北町字中島へ2番地1(東部地区児童館内)	076-277-5271
川北町放課後児童クラブ	川北町字土室丙129番地の1(川北町児童館内)	076-277-1314
川北町西部地区放課後児童クラブ	川北町字橋平44番地(西部地区児童館内)	076-277-1222

▶ 定期予防接種

お子さんの健康を守るため、次の予防接種を実施しています。必要な時期に予診票をお送りしますので、お子さんの体調をみて必ず受けましょう。

接種できる年齢(時期)内であれば無料で受けられます。

予防接種名	接種対象者	接種回数
B型肝炎	生後2か月～1歳未満	3回
ヒブ	生後2か月～5歳未満	4回
小児用肺炎球菌	生後2か月～5歳未満	4回
四種混合(百日咳、ジフテリア、破傷風、ポリオ)	生後3か月～7歳6か月	4回
二種混合(ジフテリア、破傷風)	小学6年生	1回
BCG	生後5か月～1歳未満	1回
麻しん風しん(MR)	1期 1歳～2歳	1回
	2期 年長児	1回
水痘	1歳～3歳未満	2回
日本脳炎	1期 3歳～7歳6か月未満	3回
	2期 9歳～13歳未満	1回
子宮頸がん	小学6年生～高校1年生女子	3回

▶ インフルエンザ予防接種費用助成

接種対象者	申請方法
1歳～高校3年生に相当する年齢の人	お支払いいただいた医療機関の領収書を申請書に添えてご提出ください。 助成額:接種費用全額(初診料等は対象外)

▶ 保育所の入所について

■ 対象者

川北町に住所を有する小学校就学前の乳幼児で、保護者および同居の親族などが家庭で保育できない場合

■ 保育料

下記の項目により決定します。

- ①入所月初日の世帯構成
- ②所得税または前年度の市町村民税の額

■ 入所申込

◎ 新年度(4月)からの入所

10月ごろにホームページや広報紙などでお知らせします。

◎ 年度の途中入所

各保育所または住民課までお問い合わせください。
※乳児(0歳児・1歳児)の受け入れにつきましては、要相談となります。

保育所名	住所	問い合わせ先	定員	特別保育事業
中島保育所	川北町字中島へ2番地2	076-277-5047	140	平日延長 土曜延長 一時保育
川北保育所	川北町字土室丙129番地の1	076-277-1451	210	平日延長 土曜延長 一時保育
橘保育所	川北町字橘ソ58番地	076-277-0311	150	平日延長 土曜延長 一時保育

■ 特別保育事業

	平日延長 土曜延長 延長保育	一時保育 一時保育
対象者	現に保育所に入所している児童のうち、保護者の勤務時間や通勤時間のため、通常の保育時間を超えて保育が必要な児童	町内に住所を有する生後6か月以上で保育所に入所していない児童 ※要事前予約
利用日・時間	〈保育所の開所日〉 【平日】 午前7時30分～午後7時 【土曜】 午前7時30分～午後7時	週に3回を限度として保護者が短期間就労や通院・入院など一時的に家庭で保育できない場合 【平日】 午前8時30分～午後4時30分
料金	午後6時～午後7時 1回200円 ※生活保護世帯の場合、いずれも無料	1回1,000円



■ 川北町立小・中学校一覧

	学校名	住所	電話番号
小学校	中島小学校	川北町字中島ワ17番地	076-277-5828
	川北小学校	川北町字壺ツ屋ヲ25番地1	076-277-0054
	橘小学校	川北町字橘ソ68番地	076-277-0011
中学校	川北中学校	川北町字壺ツ屋チ82番地	076-277-0354

■ 入学するとき

入学する児童・生徒の保護者に対して、入学する年の1月末日までに教育委員会から入学すべき学校と入学期日を記載した入学通知書を送付します。

▼次の場合はご連絡ください。

- 入学通知書が届かないとき
- 入学通知書を受け取った後に転居や転出するとき
- 国立、私立の学校に入学するとき
- 心身に障害のある場合や病弱により、入学先の変更または延期をしたいとき

■ 就学时健康診断

小学校へ入学する前年の9月～11月に健康診断等を行います。8月下旬までに保護者宛に通知します。

■ 転校手続き

転校・町内転居するときは、以下の手続きをしてください。

◎ 川北町から転出するとき

1. 現在通っている学校に電話連絡
転校の時期、引越し先、連絡先等をお知らせください。
転校に必要な手続きがあるので、転校の予定がある段階でお早めに連絡をお願いします。また、川北町教育委員会にもご連絡をお願いします。
2. 現在通っている学校での手続き
学校での転校の手続きをしてください。転校先の学校に提出する、在学証明書等の書類をお渡しします。一度学校に行っていただく必要があります。
3. 教育委員会、住民課での手続き
転出に関しての手続きを行ってください。

◎ 町内で転居するとき

現在通っている学校、教育委員会に転居することをご連絡ください。指定された学校で入学の手続きをしてください。

■ 指定校変更・区域外就学制度

児童・生徒が就学する川北町立小・中学校は、通学区域に基づき就学すべき学校を指定しています。

保護者・児童生徒の諸事情により町内の指定された学校以外の学校、町外の学校への就学を希望する場合には、学校教育課にお問合せください。ただし、許可を受けるには、一定の基準を満たす必要があります。

◎ 指定学校一覧

学校名	指定通学区域
中島小学校	川北町字藤蔵、字中島(中島、サンハイム中島)、字三反田、字土室(けやきタウン、サンハイム三反田)
川北小学校	川北町字土室(草深、下土室、グリーンタウン、サンハイム川北、ひばりタウン)、字壺ツ屋、字山田先出(上先出、下先出)、字与九郎島、字田子島(上田子島)
橘小学校	川北町字田子島(下田子島、木呂場、なでしこタウン)、字舟場島、字橘(木呂場、木呂場新町、橘、サンハイム橘)、字橘新、字朝日
川北中学校	川北町内全区域

※()の中は地区名です



児童用自転車ヘルメット購入費補助事業

自転車を安全に乗るために、児童用自転車ヘルメットの購入者(児童の保護者)に対し、購入費の一部を補助します。

- ◆**対象者**…川北町に住所を有し、川北町内の小学校に就学する児童の保護者。
- ◆**補助金額**…ヘルメットを使用する児童1人に対し1個を限度とし、1千円を限度とする金額。(購入費1千円以内の場合は、その購入費、1千円を超える場合は1千円とする。)ただし、児童の成長に応じて買い換える場合もその都度助成の対象とする。
- ◆**対象条件**
 - 町内に住所を有する児童に対する自転車用ヘルメットであること
 - 購入したヘルメットが、SGマークまたはJISマーク付きであること
- ◆**申請に必要なもの**

- ①申請書
- ②ヘルメット購入時の領収書
- ③ヘルメットの取扱説明書等(SGマークまたはJISマークが確認できるもの)
- ④印鑑

就学援助費制度

経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して**就学に必要な費用の一部を援助する就学援助制度**を設けています。

	対象	援助内容
要保護児童生徒就学援助	生活保護世帯	学用品費、修学旅行費など、小中学校で必要な費用の一部について、教育委員会が定めます。
準要保護児童生徒就学援助	児童扶養手当の受給者	
特別支援教育就学奨励	町内小中学校の特別支援学級に在籍の児童生徒の保護者	

社会体育施設・社会教育施設

施設名	住所	利用時間	電話番号
川北町総合体育館 勤労者体育館	川北町字土室101番1	午前9時～午後9時	076-277-1111
サンアリーナ川北	川北町字壱ツ屋93番地		
川北町武道館	川北町字壱ツ屋子85番地		
川北町第2町民体育館	川北町字土室丁3番地		
川北町簡易グラウンド	川北町字山田先出101番1地先	午前6時～午後9時	076-277-5469
川北町文化センター	川北町字壱ツ屋174番地	午前9時～午後9時	
東部地区学習等供用施設	川北町字中島ワ128番地2		
西部地区学習等供用施設	川北町字橘口59番地1		076-277-1812

- 利用には事前に申請が必要です。申請は教育委員会窓口までお願いします。
- 町民の利用は無料ですが、町外の方が参加、利用する場合は利用料がかかります。
利用料・空き状況等施設の利用に関することは、教育委員会までお問合せください。
- 年末年始・お盆等の休館あり

施設名	住所	利用時間	電話番号
川北町立図書館	川北町字壱ツ屋100番地 (川北町ふれあい健康センター2階)	午前10時～午後6時	076-277-8700

- 図書貸し出しには登録が必要です。
- 火曜日定休(祝日の場合は水曜日) 年末年始の休館あり

